

野外レクリエーションを目的とした森林地域の存在形態について

九州大学農学部 村瀬房之助

野外レクリエーション活動のための森林、すなわち厚生林に関する政策が、これから新しい森林政策の一環として極要なる位置を占めると思われる。従来、この方面では自然公園法にもとづく自然公園行政が主流をなすものであった。しかしながら、それにおいては、森林に限定した対象の把握および施策の実行ではなく、自然一般に関する広汎な内容を対象とするものであり、従って、森林に限定した知識の積上げが行なわれたとはいいがたい。厚生林に関する現今の諸施策がまだ試行錯誤の状態を繰返し、統一的な政策体系の樹立が完成されていないことは、以上の理由によるのかも知れない。

そのようなことから、林学においては森林そのものに即した研究が行なわれねばならないが、その場合、必然的に基礎的、基本的な諸項目に対する考察が要求される。まず最も重要な事項、すなわち分析の出発点とも考えられることは、森林は、草原、湖、海洋といった他の自然的要素と結合した存在であることが多く一方、野外レクリエーション活動者もその大部分は森林そのものに制限した志向をもつものではなく、森林を含めた自然界における活動欲求をもつものと一般的には推測される。

それは、いいかえると、森林のもつレクリエーション機能は、自然全般のもつ総合的な野外レクリエーション機能の一部を分担していることでもある。その観点からみると、森林単独の存在によるレクリエーション機能は、他の自然的要素と結合することによって初めて最高の価値を体現するのではないかと考えられる。従って、自然の中における森林の比重と役割を解明しなければならない。ここでは、以上のような問題意識に沿ってその分析、実証の前提となる諸要件について整理し、若干の仮説を提起したいと思う。

1. 自然景観の諸形態

自然における景観の型は、田村剛博士の分類に従うと、その構成要素の相違によって、田園型、都会型、平原型、海岸型、湖沼型、高山型、森林型、雪巒型、氷河型に分けられる。この9つの景観の種類の中で、我国の森林面積の広さからみて、当然、森林型の景

観の重みが理解されるであろう。

さらに、森林型の景観は、土地的因子、気候的因子、生物的因子（植物的因子）によって規定され、草原、山岳、岩石、河川、渓谷、瀑布、海洋、さらには人工的因素、文化的要素をともなっていることが多い。その時景観の主体をなすものが、森林である場合と他の要素の添景、背景、前景となる場合において、森林の果す役割に相違が表れてくると思われる。とくに我国の国土の峻険さからみて、多様な自然的要素の結合がおこなわれていると思われる。要するに森林型景観の単一的な存在より、むしろ景観の複合性と多様性が強調されねばならない。

2. 景観区の概念

森林型のみならず、多くの自然景観の形態においても、景観構成に最も大きな規定力を及ぼすものとしては、土地的因子の中の地形が第1にあげられる。この地形に重点をおいた景観型式でもって景観区を定め、自然公園の公園性の判定基準に用いられている。つまり、例えば、火山型、半島型等の景観型式でもって分類された地域（景観区）と同系統の地域の比較評価がおこなわれるのである。

その際、規模の大きさ、変化度、すなわち構成要素の密集の程度、種類の豊富さが比較評価の基準とされている。一方、景観区の面積基準については、一般に国立公園の最少面積が1万haとされており、国定、県立自然公園はそれ以下でもよいといわれる。ただ景観型式の概念には面積概念は含まれていない。

さて、森林を分析の主対象とする場合、景観区の概念に一致しなくとも、それに類似の小さな地域を設定して、その中における森林の評価をおこなうために、森林自体の自然度、そして森林と他の自然的要素との結合度を知る必要がある。それは、設定された地域をさらに詳細に区分して分析し、最終的に総合評価を試みるものである。

さらに問題点と考えられることは、野外レクリエーション機能を享受するためには、道路の開設や、多種類の施設が介在しなければならない。つまり、それは森林のレクリエーション機能が一般的には潜在的なも

のであって、機能の有効な発揮のためには人為的な適度な開発がなされねばならないことを物語るものである。したがって森林のレクリエーション的開発のための具体的な諸施策が必要とされる。

3. 森林のレクリエーション的開発と施設

森林のレクリエーション的利用にとって施設の設定を含めた総合的な開発は、近年国民一般からとくに緊急の必要性が唱えられている自然保護とは対立する関係にあるものである。自然公園における特別保護地区、特別地域、さらに最近では自然環境保全法で森林を主体とする自然の大幅な、そして厳正な規制がなされることになったが、それらの対象となる厳正自然保護地域は都市または人間の居住地から遠く離れた地域にその多くが存在し、レクリエーション的価値より学術的価値の高さが見出される所でもある。

レクリエーション適地としての森林は、厳正自然保護地域よりもっと都市に近い地域が到達性の容易さから考えられている。ところで、レクリエーション的利用のために開発が要求されるといつても、現在、至るところでみられる如く、自然の保全を考慮しない程度のすぎた開発は、森林のレクリエーション機能の破壊につながるものである。

したがって、開発と保護の段階的方法として、一般的には、都市を基点として、人工開発地域、自然開発地域、自然保護地域、厳正自然保護地域の地帯区分が提起されている。そのうち、自然保護地域がロードレスエリアとして、自然開発地域が集団施設地区を許容する地域として、最適のレクリエーション・エリアを形成するものである。

さきに、森林のもつレクリエーション機能は潜在的

なものではないかと仮定したが、自然保護地域、自然開発地域における森林のレクリエーション機能は、両者の間にも相違がみられるものと推測される。例えば自然度という点では、自然保護地域のほうが高くてもレクリエーション利用度、あるいは貢献度といった観点から自然開発地域のほうがより高いと思われる。そのことから、自然開発地域、自然保護地域、厳正自然保護地域と連続的に並存する時、全体の地域の森林の相互間ににおける関連に対する詳細な分析が要求される。

施設は、レクリエーション基地として自然の最前線に位置するが、その在り方として、分散タイプとネットワーク・タイプとに分かれる。ネットワーク・タイプは、今日の広域レクリエーションの進展状況からみて、分散タイプより注目されるものである。そのことから、基地の地域特性による分類、すなわち山岳型、高原型、湖水・河川型等の連結が大切となってくる。また、山岳型を中心とする基地の在り方と森林のレクリエーション機能の関係を解明しなければならない。

4. 森林のレクリエーション機能の評価

森林のレクリエーション機能の評価は、すでに述べた如く、自然的要素の分析、すなわち森林と他の自然的要素との分離と関連性の追求、そして人工的、社会的側面からも検討がなされねばならない。しかし、一方では、人工的要素、社会的要素をぬきにした、森林を中心とする自然の魅力度、吸引力だけで評価する方法もみられるが、やはり、人工的要素、社会的要素を加えた評価の方法が現実的であろうと思われる。